

1 2 3 快適で質の高い住環境の整備（用語解説）

用語・項目	解説
長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅をいう。
住戸改善	老朽化への対応と居住環境の改善を図るため、住戸（市営住宅など集合住宅の居住する一戸一戸のこと）の内装や設備等を全面的に改修すること。
狭あい道路	建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路や未指定の通路などで、幅員4m未満のものをいう。